

# 令和 8 年度 (2026 年度)

## 松本市職員選考採用試験案内【資格職】【6月】

この試験は、松本市職員の採用候補者を決定するために行うものです。

<b>申込受付期間</b>	5月15日(金) ~ 6月15日(月) 【最終日 17:00まで】		
<b>試験日</b>	6月28日(日)	<b>会場</b>	勤労者福祉センター

### 1 試験の種類、区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
資格 専門職	薬剤師	1名程度	昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、薬剤師免許を取得している人、または令和9年3月末までに取得見込の人 【満24歳から満40歳までの方】
	歯科衛生士	1名程度	昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、歯科衛生士免許を取得している人で、歯科衛生士業務に従事した職務経年数を3年以上有する人 【満25歳から満40歳までの方】

【 】内の年齢は参考ですので、受験資格の有無については、必ず生年月日でご確認ください。  
日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除きます。)

住所制限はありません。採用後松本市へ通勤可能であれば結構です。

なお、松本市役所ではエコ通勤に取り組んでいるため、採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますので、予めご承知おきください。

次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条欠格条項)

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 松本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 2 試験の方法

#### 第1次試験

試験の種目	出題分野
<b>教養(職務能力)試験(BEST)</b> 択一式 60題 試験時間 60分	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題

基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。

「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識(社会常識や義務教育の中で学んだことなど)や、ニュース等で報道された内容が出題されます。

#### 第2次試験および第3次試験

第2次試験 (第1次試験合格者対象)	第2次面接試験(個別面接)	人柄、性向等についての面接
第3次試験 (第2次試験合格者対象)	第3次面接試験(個別面接) 資格審査	人柄、性向等についての面接

### 3 試験日時、試験会場及び合格発表

#### 第1次試験

日 時	6月28日(日) 受付 午前 9時20分～ 10時00分
試験会場	松本市勤労者福祉センター 松本市中央 4-7-26 専用の駐車場は確保しておりませんので公共交通機関等での来場にご協力ください。
合格発表	7月中旬予定 受験者全員に合否の結果をメールでお知らせするほか、合格者受験番号を市役所正面掲示板に掲示するとともに、発表日の午後に松本市公式ホームページに掲載

第2次試験(詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。)

日時・会場等	7月下旬～8月上旬のいずれか1日の予定です。
合格発表	8月中旬の予定です。

第3次試験(詳細は、第2次試験合格者に対し、別途お知らせします。)

日時・会場等	8月下旬～9月上旬の予定です。
合格発表	9月中旬の予定です。

第1次試験から第3次試験まで、いずれの試験も受験者の成績が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとすることがあります。

### 4 受験手続等

受付期間 令和8年5月15日(金)から6月15日(月) 17:00まで

申込手続等

松本市ホームページのリンクからインターネット経由で、お申し込みください。

**松本市ホームページ**

**令和8年度(2026年度)松本市職員選考採用試験案内【資格職】【6月】**

(基本情報 > 職員人事・採用 > 採用情報でも検索できます)



なお、インターネットによる申し込みができない場合は、お早めに人事課人事担当へご相談ください(平日の午前8時30分から午後5時15分までの間)。また、申し込み期限を過ぎた場合は、事情を問わず(ただし、松本市側のシステム等の不具合を除く)申し込みは受け付けませんので、余裕を持ってお申し込みください。

申込方法

インターネット(スマートフォン、PC、タブレット端末)からお申し込みください。

申し込みは一時保存ができません。事前に証明写真データ(上半身、無帽・無マスク、正面)をご用意ください。

また、志望動機(300字以内)、やってみたい仕事(300字以内)、仕事上最も大切にしたいこと(300字以内)など、回答に時間のかかる項目もございますので、お時間のある時にご準備の上、お申し込みください。

履歴書等の紙ベースでの書類の郵送や提出は不要です。

### 5 採 用

受験資格の状況	採用予定日
令和9年3月までに受験資格(卒業・資格取得)を満たす見込みの方	令和9年4月1日
既に受験資格を満たす方	令和8年10月1日～令和9年4月1日のいずれか 申し込み時に入庁可能状況を入力してください。改めて聞き取りのうえ調整し、最終合格後に決定します。

最終合格者は、松本市職員採用候補者名簿に登録し、上記採用予定日以降、順次採用する予定です。

**なお、卒業又は資格・試験等を必要とする試験区分で、卒業又は資格取得ができなかった場合、あるいは必要な経験を満たしていなかった場合は採用候補者名簿から抹消します。**

採用候補者名簿の有効期間は、令和10年(2028年)3月31日までです。過去の例によると、名簿登載者は本人辞退の場合を除いて全員採用されています。

採用後、行政需要の変化等により、試験区分と異なる業務に従事していただく場合もあります。

## 6 給 与

初任給(月額)は下記のとおりですが、採用時まで改定等があった場合はそれによります。

資格専門職 256,000円

前歴のある方は、規定により前歴調整を行います。

令和7年度より、民間企業等での前歴については8割換算から10割換算へ変更しています。

各種手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。(地域手当4%など)

## 7 試験区分による主な職務内容

試験区分	主な勤務予定部署	主な職務内容
薬剤師	保健所	薬事、毒物等の監視、食品・環境衛生に関する監視等の専門的業務など
歯科衛生士	保健所(健康づくり課)	歯周疾患健診に関する医療健診・口腔ケア等の専門的業務など

主な勤務予定部署、主な職務内容は、現時点におけるものです。行政需要の変化等により、上記部署以外への配属となったり、試験区分に関係のない業務に従事していただくことがあります。

## 8 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

「公権力の行使」に該当しない職務と該当する職務の代表例は次のとおりです。

該当しない職務 (外国籍職員が担当できる職務)	該当する職務 (外国籍職員が担当できない職務)
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、会計、社会・学校教育、市道の設計・工事監理、市営住宅の設計・工事監理等	税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画決定・立ち入り調査、違反建築物等に対する使用禁止命令

「公の意思の形成へ参画」する職は次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

## 9 その他

松本市は時代の変化を見据え、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる職員を求めています。

- ・変化する社会状況の中で積極性・柔軟性・実行力を持ち挑戦と改革を続ける職員
- ・専門的な知識を持ち、課題設定・解決力や創造力を発揮できる職員
- ・互いを認め合い、高め合いながら組織力の向上に貢献できる職員
- ・市民が豊かさや幸せを感じ続けられるよう考え行動できる職員

## 10 試験の問い合わせ

採用試験に関して不明な点は、松本市役所総務部人事課へお問い合わせください。

電話：直通(0263)34-3275 代表(0263)34-3000(内線1153)

人事課人事担当メールアドレス：[jinji@city.matsumoto.lg.jp](mailto:jinji@city.matsumoto.lg.jp)

職員採用資格試験は、松本市民の貴重な税金を使って実施します。

**試験を申し込まれる方は、必ず受験をするようお願いいたします。**

松本市に就労の意志のない方、過去に試験を無断で欠席された方の受験は固くお断りします。